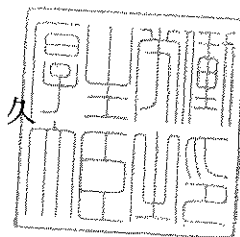


厚生労働省発生食 0606 第 6 号
平成 28 年 6 月 6 日

食品安全委員会

委員長 佐 藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩 崎 恭 久



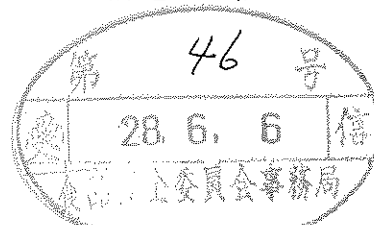
食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定により基準又は規格を定めようとするときは貴委員会の意見を聴かなければならないこととされているが、下記の場合は、その内容から食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に掲げられた食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）について、次の改正を行う場合

1. 別紙に掲げる、指定添加物 77 品目に係る成分規格（77 項目）について、試験の操作性の改善及び精度の向上、IUPAC 命名法に基づく名称及び構造式、用語、用例等の記載の統一等を目的として各成分規格を改正すること
2. 第 2 添加物の A、B 及び C について、試験の操作性の改善及び精度の向上、有害試薬の他の試薬への代替、IUPAC 命名法に基づく名称及び構造式の記



載法や用語、用例等の記載の統一等を目的として、一般試験法等を改正すること

3. 第2添加物のE及びFについて、用語、用例等の記載の統一等を目的として、製造基準及び使用基準を改正すること

試験の操作性の改善及び精度の向上、IUPAC 命名法に基づく名称及び構造式、用語、用例等の記載の統一等を目的として各成分規格を改正する指定添加物

亜酸化窒素、アセトアルデヒド、アセトン、アゾキシストロビン、アドバンテーム、(3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物、アミルアルコール、アンモニア、アンモニウムイソバレレート、イオノン、イソアミルアルコール、イソキノリン、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、イソブチルアルデヒド、イソペンチルアミン、2-エチル-3,5-ジメチルピラジン及び 2-エチル-3,6-ジメチルピラジンの混合物、2-エチルピラジン、3-エチルピリジン、2-エチル-3-メチルピラジン、2-エチル-5-メチルピラジン、2-エチル-6-メチルピラジン、5-エチル-2-メチルピリジン、エルゴカルシフェロール、ギ酸ゲラニル、ゲラニオール、高度サラシ粉、コレカルシフェロール、酢酸エチル、酢酸ゲラニル、酢酸テルピニル、次亜塩素酸ナトリウム、2,3-ジエチル-5-メチルピラジン、2,3-ジメチルピラジン、2,5-ジメチルピラジン、2,6-ジメチルピラジン、2,6-ジメチルピリジン、5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン、2,3,5,6-テトラメチルピラジン、テルピネオール、トリメチルアミン、2,3,5-トリメチルピラジン、ナタマイシン、二酸化炭素、バレルアルデヒド、ビタミン A [ビタミン A 油]、ビタミン A 脂肪酸エステル [ビタミン A 脂肪酸エステル、ビタミン A 油]、ヒドロキシプロピルセルロース、ピペリジン、ピペロニルブトキシド、ピラジン、ピリメタニル、ピロリジン、ピロール、2-(3-フェニルプロピル)ピリジン、フェネチルアミン、ブタノール、ブチルアミン、ブチルアルデヒド、フルジオキソニル、プロパノール、プロピオンアルデヒド、2-ペンタノール、1-ペンテン-3-オール、ポリビニルピロリドン、*N*-メチルアントラニル酸メチル、5-メチルキノキサリン、5-メチル-6,7-ジヒドロ-5*H*-シクロペンタピラジン、1-メチルナフタレン、2-メチルピラジン、2-メチルブタノール、3-メチル-2-ブタノール、2-メチルブチルアルデヒド、*trans*-2-メチル-2-ブテナール、3-メチル-2-ブテナール、3-メチル-2-ブテノール、葉酸